

平成30年1月 鞍手町農業委員会定例総会議事録

(第1回)

注：発言の内容についてはその要旨を記載しています。

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消してあります。

第1回 鞍手町農業委員会総会議事録

平成30年1月11日

開催場所 議事堂

出席委員（ 11名） 相葉富雄・深草貞雄・栗田幸則・古野久和
筒井浩一・白石信幸・幸田 剛・松尾健一
岡松尚壽・遠藤幸男・小長光 隆

欠席委員（ 1名） 日高ゆかり

事務局職員（ 2名） 篠原哲哉事務局長・福井晃係長

会議の概要

会 長 定刻になりましたので、ただ今より、第1回鞍手町農業委員会を開催致します。本日の出席人員は11名で、会議は成立致します。本日の議事録署名委員は2番の古野久和委員と3番の深草貞雄委員の2名を指名致します。議案については事前配布でございますので、事務局長より議案朗読及びその他の報告を致します。

局 長 それでは、議案の朗読をさせていただきます。

| | | |
|--------|-----------------------------|-----|
| 議案第 1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第 2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 2件 |
| 議案第 3号 | 農用地利用集積計画（利用権設定）について | 32件 |
| 議案第 4号 | 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定について | 3件 |

局 長 以上が本日の議題であります。ただし、本日は議案第1号、3号、4号、2号の順で議案審査を行いますのでよろしく願いいたします。2号につきましては申請人の出席をお願いしておりますので、その場で質疑等を行いますのでよろしく願いいたします。続きまして、農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約につきまして10件を報告いたします。配布しました資料の通り、〇〇様、〇〇様、〇〇様、〇〇様、〇〇様、〇〇様、〇〇様より農地法第18条第1項の規定により合意解約の通知がありましたので報告いたします。内容に

つきましては本日配布しました資料の32ページから37ページにありますので省略させていただきます。続きまして、鞍手町賃借料情報であります。この情報は年1回、この時期に報告するようになっていきますので配布資料のとおり報告しますのでよろしくお願いいたします。続きまして、来月の日程ですが来月から農地第三分科会、岡松尚壽委員、遠藤幸男委員、小長光隆委員となっておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、農地第三分科会を平成30年2月7日、水曜日午後1時30分から、農業委員会総会を平成30年2月9日、金曜日午後1時30分から予定しておりますのでよろしくお願いいたします。以上報告終わります。

会 長 それでは、議案に移ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について1件を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

局 長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について1件。譲受人○氏、譲渡人○氏、申請土地、新北○○番地、登記、現況地目、田、面積○○㎡、譲受人の耕作面積○○㎡、申請理由は贈与であります。譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業経験の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、第2項第1項の要件には該当しない。第2項第2号、第2項第3号は適用なし。譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため第2項第4号は該当しない。譲受人が耕作の事業に供すべき農地は農業委員会が定める下限面積を超えているので第2項第5号は該当しない。許可申請に係る農地は譲受人の所有農地であるため転貸にはあたらないため、第2項第6号は該当しない。譲受人は申請農地周辺にて農作業に従事しており、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられるため、第2項第7号は該当しない。このことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

会 長 本件においては、農地第二分科会で事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光隆君。

農地部会長 はい。議案審査報告、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について1件。上記の議案について1月9日農地第二分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。以上報告します。平成29年1月11日、

農地部会長 小長光 隆。

会 長 ただ今、農地部会長より審査報告がございましたが、何か質疑・質問等がございますか。

(「ありません」の声あり)

会 長 質疑、質問はないようですが、意見等はありませんか

(「ありません」の声あり)

会 長 意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ご異議がないようですので本案は農地部会長の報告のとおり承認することに決しました。

会 長 続きまして、議案第3号となっておりますが、議事参与の制限により私は退出しますので深草貞雄（農政部会長）よろしくお願いいたします。

(相葉富雄会長 退出)

農政部会長 それでは、議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）について32件を一括議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

局 長 議案第3号農用地利用集積計画（利用権設定）について32件。再設定17件、利用権を設定する土地、新北〇〇番地、外〇件、現況地目すべて田、合計面積〇〇㎡、利用権の種類は賃借権、内容水稻、始期は平成29年11月20日及び平成29年1月21日、存続期間は5年及び10年。借賃は旧耕作料に準ずるであります。続きまして新規15件、利用権を設定する土地、小牧〇〇番地、外〇件、現況地目すべて田、合計面積〇〇㎡、利用権の種類は賃借権、内容水稻、始期は平成29年11月20日及び平成29年1月21日、存続期間は3年から10年。借賃は旧耕作料に準ずるであります。このうちの4件は農地中間管理事業を活用した福岡県農業振

興推進機構への賃貸借の設定であり、面積合計〇〇㎡、利用権の種類は賃貸借の設定、存続期間は10年、借賃は10,000円であります。以上32件の利用権設定について農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上説明を終わります。

農地部会長 本案においても農地第二分科会で事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光 隆君。

農地部会長 議案審査報告、議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）について32件。上記の議案について1月9日農地第二分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。以上報告します。平成30年1月11日、農地部会長 小長光 隆。

農地部会長 ただ今、農地部会長より審査報告がございましたが、何か質疑・質問はございませんか。

（「ありません」の声あり）

農地部会長 質疑、質問はないようですが、意見等はありませんか

（「ありません」の声あり）

農地部会長 意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

農地部会長 ご異議がないようですので本案は農地部会長の報告通り町長に回答することに決定しました。

（相葉富雄会長 入室）

会 長 続きまして、議案第4号となっておりますが、議事参与の制限により古野久和委員には退席願います。

（古野久和委員 退出）

会 長 議案第4号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定について3件を一括議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

局 長 議案第4号 農地中間管理機構に伴う農用地配分計画の策定について3件。農地の出し手から中間管理機構、そして借り手に設定されます。農地中間管理機構から借り手の方には、農地中間管理事業の農用地利用配分計画に基づいて設定されるようになります。3号議案で福岡県農業振興推進機構と利用権設定をされた農地を、この4号議案の農用地利用配分計画によって福岡県農業振興推進機構から借り手に設定されます。申請者は〇〇氏、外2名、内1件は農地所有適格化法人です。申請土地は永谷〇〇 外〇筆、合計面積〇〇㎡、始期平成30年5月1日、終期平成40年4月30日であり、〇〇筆中、〇筆は使用貸借の設定です。それ以外は賃貸借の設定であり、借賃は反当り10,000円です。以上説明を終わります。

会 長 本件においても、農地第二分科会で事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光隆君。

会 長 はい。議案審査報告、議案第4号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定について3件。上記の議案について1月9日農地第二分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。以上報告します。平成30年1月11日、農地部会長 小長光 隆。

会 長 ただ今、農地部会長より審査報告がございましたが、何か質疑・質問等がございますか。

(「ありません」の声あり)

会 長 質疑、質問はないようですが、意見等はありませんか

(「ありません」の声あり)

会 長 意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ご異議がないようですので本案は農地部会長の報告のとおり承認することに決しました。なお、本案は農地中間管理事業の実施に関する法律の規定により県知事の許可事項となっておりますので進達をいたします。

(古野久和委員 入室)

会 長 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について2件を議案といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

局 長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件。1件目は譲渡人〇〇氏、譲受人〇〇氏、申請土地、古門〇〇番地、登記地目、現況地目畑、面積〇〇㎡、建築面積〇〇㎡、建ぺい率は26%、農地区分第2種農地、申請理由は自己住宅建設のための転用であります。

農地区分の判断は、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地となります。資力及び信用は資金計画書等の提出により審査し、適当であると判断、申請に係る用途に延滞なく供することの確実性も資金計画書、敷地利用計画図等の審査により、確実性があると判断、計画面積の妥当性に関しては、敷地利用計画図等の提出により面積は妥当だと判断。1月9日、会長、農地部会長、分科会長・農地部会委員・事務局職員により現地調査を行い、周辺への農地等への支障はないと判断、以上のことから、周囲の現状等も勘定した結果やむを得ないと判断されます。2件目は譲渡人〇〇氏 外〇人、譲受人〇〇会社、〇〇氏、申請土地、中山〇〇番地、外〇〇筆、登記地目、現況地目田、及び畑、合計農地面積〇〇㎡、事業総面積〇〇㎡、農地区分は第1種農地、及び第3種農地、申請理由は、隣接する山林、原野、雑種地等と一体として、貸物流倉庫及び貸店舗を建設するための転用であります。

農地区分の判断は、インターチェンジ出入口から300m以内の農地〇〇筆、〇〇㎡は第3種農地、300mに入らない農地は第1種農地〇〇筆、〇〇㎡、第1種の転用は原則認められないが、一体として同一の事業に使用されるため、事業の総面積に占める第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないという例外規定に該当する。資力及び信用は資金計画書等の提出により審査し、適当であると判断、申請に係る用途に延滞なく供することの確実性も資金計画書、敷地利用計画図等の審査により、確実性があると判断、計画面積の妥当性に関しては、敷地利用計画図等の提出により面積は妥当だと判断。1月9日、会長、農地部会長、分科会長・農地部会委員・事務局職員により現地

調査を行い、周辺への農地等への支障はないと判断、以上のことから、周囲の現状等も勘定した結果やむを得ないと判断されます。以上です。

会 長 本件においても、農地第二分科会で事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光隆君。

農地部会長 議案審査報告、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について2件。上記の議案について1月9日農地第二分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。以上報告します。平成30年1月11日、農地部会長 小長光 隆。

局 長 ここで、申請人の〇〇氏に来ていただいておりますので質疑等受けたいと思いますのでお待ちください。

(申請人 〇〇氏 入室)

申 請 人 初めまして、〇〇の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

局 長 では、資料7ページをお開き下さい。質疑等を受けたいと思いますので何か質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。

局 長 私の方から、貸普通倉庫と貸店舗となっておりますが実際に費用等の他、出店計画等の進捗状況はどのように。

申 請 人 現在までの経過及び事業内容、進捗状況等を説明

(申請人 〇〇氏 退出)

局 長 今日、承認いただいて県に進達しましたら18日に県の常設審議委員会があり意見を頂きます。それから県と農政局(国)とが協議されます。

会 長 ただ今、農地部会長より審査報告がございましたが、何か質疑・質問等はありませんか。

(「ありません」の声あり)

会 長 質疑、質問はないようですが、意見等はありませんか

(「ありません」の声あり)

会 長 意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ご異議がないようですので本案は農地部会長の報告のとおり承認することに決しました。なお本案は県知事の許可事項となっておりますので県に進達いたします。

会 長 次にその他に移ります。

会 長 何かありませんか。ご意見等はありませんか？よろしいでしょうか。ないようですので、これをもちまして、農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

議事録署名委員

古 野 久 和

深 草 貞 雄